

「リハタイムズ」運営規程

地域密着型通所介護・第1号通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス）

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社 Lukomoco（以下「事業者」という。）が開設する「リハタイムズ」（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び第1号通所介護事業（介護予防通所介護相当）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者または事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な地域密着型通所介護及び第1号通所事業（通所介護相当サービス）を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業所の事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 リハタイムズ
- （2） 所在地 京都府京丹後市峰山町長岡738番地の7

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- （2） 生活相談員1人以上
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作

成、関係機関との連絡調整等を行う。

- (3) 看護職員 1人以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (4) 介護職員 2人以上
介護職員は、利用者の訓練の介助及び全般の援助を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練指導及び助言を行う。
- (6) その他の従業員
 - ・事務職員 1人以上
事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。
 - ・送迎職員 1人以上
送迎職員は、送迎業務を行う。

(営業日、営業時間及び定員)

第5条 事業所の営業日、営業時間及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までとする。ただし、お盆休み 8月13日から15日、お正月休みの12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
サービス提供時間
午前の部(1単位目) 午前9時00分から午後0時00分
午後の部(2単位目) 午後1時45分から午後4時45分とする
- (3) 定員
午前の部(1単位目) 18名
午後の部(2単位目) 18名

(指定通所介護等の提供方法及び内容)

第6条 指定通所介護等の内容は「居宅サービス計画または介護予防ケアマネジメントに係るケアプラン」(以下「居宅サービス計画等」という。)に基づいてサービスを行うものとする。ただし緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- (1) 身体介護に関すること
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
(排泄の介助、移動・移乗の介助その他必要な身体介護)
- (2) 機能訓練に関すること
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

(3) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを実施する。送迎車両には従業者が添乗し必要な介助を行う。

(4) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う

(居宅介護支援事業者等との連携)

第7条 指定通所介護等の提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者もしくは第1号介護予防支援事業を行う者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合は、当該利用者担当の居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 利用者がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに担当の介護支援専門員もしくは居宅介護支援事業者等に連絡するなど必要な援助を行う。

4 事業者は正当な理由なく指定通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域等を勘定し、利用希望者に対して指定通所介護等の提供が困難と認めた場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる

(通所介護等の作成・変更等)

第8条 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況ならびに家族等の介護者の状況を十分把握し、地域密着型通所介護計画もしくは第1号通所サービス（介護予防通所介護相当サービス）計画（以下「通所介護計画等」という）を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画書等を作成する。

2 通所介護計画書等の作成・変更の際には、利用者もしくはその家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得て交付する。

3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(通所介護等の提供記録の記載)

第9条 従業者は、指定通所介護等を提供した際には、その提供日、提供内容について記録し、サービスが完結した日から5年間保管する。また記録については、利用者の希望により閲覧できるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

【京丹後市】大宮町全域、峰山町全域、網野町（生野内、公庄、郷、高橋、下岡、浅茂川、網野、小浜、仲禅寺、島津）、弥栄町（野間地区を除く全域）、久美浜町（佐野、小桑、野中）、丹後町（砂方、竹野、筆石、此代、宇川地区を除く全域）

(指定通所介護等の利用料等及び支払いの件)

第11条 指定通所介護等を提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護等が法的代理受領サービスであるときは、原則として「介護保険負担割合証」に応じて利用者からその支払いを受けるものとする。

- 2 第10条に定める通常の実施地域を超えた地点から、1キロメートルあたり片道20円を徴収する。
- 3 行事・創作活動等を実施する際、日用(実費)を別途徴収する場合がある。
- 4 おやつ代を別途徴収する場合がある(実費)
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する場合がある。
- 6 前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに対する同意を得る。
- 7 指定通所介護等の利用者は、事業所の定める期日に、別紙「地域密着型通所介護サービス利用契約書・第1号通所サービス(介護予防通所介護相当)サービス利用契約書」で指定する方法により納入することとする。

(契約書の作成)

第12条 指定通所介護等の提供を開始するに当たって、本規に沿った事業内容の詳細について、利用者に別紙「重要事項説明書」をもって説明し、同意を得たうえで署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時における対応)

第13条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定通所介護等の実施中に天災その他の災害が発生した場合は、利用者の避難等の措置を講ずるほか、施設長ならびに管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(事故発生時における対応)

第14条 事業者はサービスの提供に際し、利用者に事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防にあっては地域包括支援センター)、市町村等に連絡するものとする。

- 2 事業者は前項の事故の状況及び事故の際にとった処置について記録し、サービスが完結した日から5年間保存する。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第15条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情等の内容について記録し、サービスが完結した日から5年間保存する。

(非常災害対策)

第16条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・防災等についての責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

防火責任者 管理者 山添千穂

(個人情報の保護)

第17条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(秘密の保持)

第18条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第19条 当事業所の利用に当たっての利用者の留意事項は次のとおりとする。

- (1) サービス利用の際には介護保険被保険証を掲示すること。
- (2) 利用者が機能訓練室でリハビリ機器を使用する場合は、従業者立会いの下で使用するものとする。また体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る
- (3) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用することとし、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行う
- (4) 金銭等の管理は各自で行うこと
- (5) 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わないこと。

(衛生管理等)

第20条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第21条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所はサービス提供中に、従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報する。

(身体拘束)

第22条 事業者は、当該利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、高速の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手続き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第23条第2項の運営推進会議に報告する。

(地域との連携)

第23条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、使用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成された協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営についての留意事項)

第24条 事業者は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 事業所の所在市町村外の介護保険被保険者又はその家族から地域密着型通所介護サービスを利用したい旨の申し出があった場合には、原則として地域密着型通所介護サービスの趣旨ならびに事業所の所在市町村の介護保険被保険者に限って利用できるサービスであることを説明し理解をえる。

- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和3年11月1日から施行する。